

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）のお知らせ

平成 21 年度の保険料の納め方は、原則として次のとおりとなりますので、お知らせします。

◆問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係（☎ 23 - 2467）

① これまで、特別徴収（年金からの天引き）で納めていただいている方

平成 21 年 2 月の年金から保険料が特別徴収（年金からの天引き）されている方は、引き続き 4 月からも特別徴収（年金からの天引き）で納めていただきます。

なお、4 月、6 月および 8 月の年金から天引きされる保険料額は、2 月の保険料額と同じ額です。

② 平成 20 年 4 月 2 日から 10 月 1 日までの間に後期高齢者医療に加入した方または、当町に転入した方で、現在、納付通知書または口座振替で納めていただいている方

原則として、平成 21 年 4 月からは特別徴収（年金からの天引き）で納めていただきます。

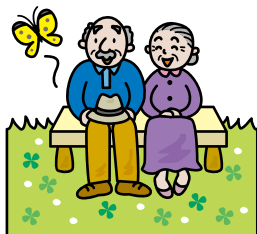
なお、特別徴収（年金からの天引き）で納めていただく保険料額は、4 月上旬にお送りする「仮徴収額決定通知書」でご確認ください。

③ 平成 20 年 10 月 2 日以降に後期高齢者医療に加入した方

④ 昨年実施された制度の見直しにより、平成 20 年度の年間保険料額が軽減された方（保険料額変更決定通知書を受け取った方）

平成 21 年 9 月までは、納付通知書または口座振替で納めていただきます。

また、平成 21 年 10 月からは、原則として特別徴収（年金からの天引き）で納めていただくことになります。なお、納めていただく保険料額等は、7 月中旬にお送りする「保険料額決定通知書」でご確認ください。



左記の①から④に当てはまらない方

平成 21 年度の保険料は、納付通知書または口座振替で納めていただきます。なお、平成 21 年度の年間保険料額によっては、9 月までは納付通知書または口座振替で、10 月からは特別徴収（年金からの天引き）で納めていただく場合もあります。

納めていただく保険料額等は、7 月中旬にお送りする「保険料額決定通知書」でご確認ください。

特別徴収（年金からの天引き）が出来ない方

次のアからウのいずれかに該当する方は、法令の規定により、保険料の特別徴収（年金からの天引き）ができないため、納付通知書または口座振替で納めていただくことになります。

ア 特別徴収の対象となる年金の年額が 18 万円未満の方

イ 介護保険料を特別徴収されていない方

ウ 後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計が、特別徴収の対象となる年金額の半分以上を超える方

該当する方には、7 月中旬に保険料納付（納入）通知書をお送りします。

特別徴収か口座振替を選択できます

保険料を特別徴収（年金からの天引き）により納めていただいている方、またはこれから特別徴収（年金からの天引き）により納めることとなる予定の方は、ご希望により「口座振替」に切り替えることができます。切り替えを希望される方は、役場の窓口で手続きが必要です。

▼手続きに必要なもの ①本人の保険証

②口座振替を希望する口座の預貯金通帳および届出印

なお、特別徴収（年金からの天引き）から口座振替への変更は、手続きをした月の 2～3 か月後以降となりますのでご了承ください。また、口座振替に切り替えた後に保険料の滞納が続いた場合には、特別徴収（年金からの天引き）に変更される場合がありますのでご注意ください。



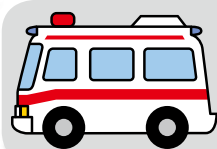
平成 20 年 救急出動・火災の状況



平成 20 年救急出動状況

救急 出動件数は 824 件（前年比 5 件減）、搬送人数は 750 人（前年比 17 人増）となりました。

出動件数の内訳は病気などの急病が 476 件、次にケガなどの一般負傷が 100 件、交通事故が 96 件です。



**町民の 25 人に 1 人が
救急車を呼んだことに**

45%が軽症者 救急搬送者の内訳

搬送 した人の内訳を見ると、約 45%が軽症者でした。全国的にも救急搬送に占める軽症者の割合が高いのが現状で、当別町も例外ではありません。

出動要請の中には「かすり傷などの軽いケガ」や「この病院に行けばいいのかわからない」、「救急車で行けば早く診てもらえる」などの緊急性のない要請がありました。

このことにより、1 分 1 秒でも早い手当を必要とする重症者のもとへの到着が遅れてしまうことが心配されます。緊急を要さない場合は、119 番をする前に、救急当番病院を新聞や町広報誌などで確認するか、当別消防署の代表電話（☎ 23 - 2537）にお問い合わせください。



**救急車の適正利用に
ご協力を**

救える命のために 救急救命講習

救急隊 が到着した時に心臓や呼吸が止まっていた件数は 34 件で、救急隊が到着するまでに家族などが心肺蘇生法（＝胸骨圧迫・人工呼吸）を行っていた件数は 13 件でした。心臓や呼吸が停止した方に救急車が到着するまでの間、胸骨圧迫や人工呼吸等の救命手当をすれば、命が助かる可能性が高くなります。

当別消防署では AED（自動体外式除細動器）を用いた心肺蘇生法や止血法などを習得できる普通救命講習を実施しています。適切な救命手当を身に付けるために、救命講習を受講しませんか。



◎普通救命講習のお知らせ

▼日時 毎月第 4 日曜日 13 時～ 16 時

▼場所 当別消防署（錦町）

▼内容 心肺蘇生法・止血法など

◇一度受講した方は 2 年毎に再講習の受講をお勧めします。

◇各団体などグループで申し込む場合は、受講希望日に実施することもできます。

▼詳細 当別消防署救急救助課救急係（☎ 23 - 2537）
石狩北部地区消防事務組合ホームページ
<http://www.ishikari-hokubu119.jp/>

1 名の方が犠牲に 平成 20 年の火災状況

火災 件数は 12 件で前年より 2 件の減少となりました。

内訳は、建物火災が 7 件（死亡 1 件）、トラックのブレーキの不具合による車両火災が 2 件、空地や軌道敷の雑草が燃えたその他火災が 3 件です。

今年は、昨年に比べ、住宅火災は 4 件減少したものの、1 名の尊い命が奪われました。

住宅用火災警報器を設置してください

空気が乾燥するこの季節、各地で火災が発生し、火災により多くの方が亡くなっています。

住宅用火災警報器を設置していたことにより、被害を最小限に抑えられた事例が数多く報告されています。皆さんの「生命・財産」を守るため、住宅用火災警報器を設置しましょう。

▼詳細 当別消防署予防係（☎ 23 - 2537）